

木津川市大規模小売店舗立地に関する意見聴取会議 ～クスリのアオキ木津川台店・セブンイレブン木津川台店～ 会議結果要旨

日 時：令和3年3月24日（水）

午後2時00分～4時00分

場 所：木津川市役所 北別館 1階第1会議室

■出席者（8名）

大倉委員（木津川市商工会）、宮嶋委員（木津川市市議会議員）、牧井委員（木津川市都市計画審議会）、猿橋委員（西木津川台副地域長）、加瀬委員（木津川台小学校PTA）、佐々木委員（木津川市廃棄物減量等推進員の会）、木下委員（木津川市女性の会）、近原委員（木津川市商工会）

■傍聴者（なし）

■結果要旨

本市から提出する意見は次のとおりとしたい。

- ・児童の登下校時の安全対策を行うこと
- ・東側出入口は停止線からの距離が近いため、車の滞留が懸念されることから、安全性及び利便性の対策を継続的に検討すること

■内容

1 開会あいさつ

事務局より会議の趣旨説明

2 委員の紹介

3 会長の選出

（立候補、推挙の声なく、事務局提案により大倉委員が会長に選任された。）

4 議事

（1）クスリのアオキ木津川台店・セブンイレブン木津川台店に関する説明

届出者等による説明

（2）質疑応答

委 員：西側からの来店者はどのように誘導するのか。

届出者等：府道を右折し、東側の出入口から入ることになると思うが、原則左折の入出庫ということであるため、西側1つ手前の信号で右折して回っても

らう事になる。出入口の看板等での案内を考えている。ただし、出入口の右折入庫を制限するものではない。

委員：一つ手前の信号で右折するという事になると同志社小学校の前を通ることになり、地元の理解が必要かと思われる。東側の道路はそんなに頻繁に通行される道路ではない。右折入庫も可能かと思われる。開店時の対応などもあるかと思うが、地元の理解は得られているのか。

届出者等：現状は既設の乗り入れから出入りされている。一時停止や児童注意の看板を設置している。セブンイレブン開店時には警備員を配置した。通常時においては特に要望はない。危険だという声があったため、事前に対応した。今後、クスリのアオキも同様の対応を取られると思われる。

届出者等：開店後の5日間（水曜日から日曜日）は終日ガードマンを配置して、重大な事故が起きないように、誘導を徹底したいと考えている。

委員：一つ手前の交差点を右折して誘導することについて、同志社から前の道を一般の車が通らないように言われている。近くの住民の反対で通行していない。同志社の車は京奈和道路沿いの道を通るようにしている。そのため、来店者が同志社の前の道を通ることは、可能であれば、やめてほしい。

予定では既存の出入口を少しずらされると聞いている。信号側に動かされるということであるが、この交差点は、同志社への送迎者が赤信号で停まっている。出にくくなるのは確かだと思う。現状でも信号までの距離が短い。現場を見ていたら、四ツ池通りをUターンして北側の出入口から入る車もある。

開店時に来店ルートを示すことはないと思うが、できれば、同志社前は通らないでほしい。

大規模小売店舗立地法で説明会が義務付けられている。今回は新型コロナの影響で説明会の実施が出来ないが、地域では回覧で意見聴取を行った。意見、要望をまとめて持参しているが、この意見、要望は、法律でどのくらい効果があるのか。法律で守っていただけるのか。もし守っていただければ、罰せられるのか。

事務局：現状、京都府で届出内容が縦覧されており、京都府に対して意見を言う事ができる。市に対しても京都府から意見を聴かれている状況である。地域で取りまとめられた意見については、市の意見として組み込む方法と地域から出す方法の2通りある。京都府に提出された意見が、どのよ

うに取り扱われるかについては、京都府次第である。

委員：地域でまとめた意見が守られていない場合は、法律で強制指導ができるのか。法律は稼働後についてのみを対象としているのか。意見は稼働前の工事期間中のものが多かった。

事務局：法律で指導するのは難しい。依頼という形で伝えることはできる。

委員：法律で命令はできないのか。

事務局：京都府の判断となるが、工事のことに关しては、命令はされたことはないと思われる。

委員：意見をたくさん出してもらっているが、どこまで守ってもらえるのかが不安。

委員：工事期間中の意見が多いのであれば、工事業者が決まっているのであれば、クスリのアオキと工事業者と地元で合意文書を締結するなど、別途約束事を取り決めてはどうか。

届出者等：地元意見は一度検証して、回答は出せる。取り決めをしていくことも可能。

委員：工事期間はどれくらいか。

届出者等：5月に着工し、4か月間から5か月間程度。

委員：着工までに調整してはどうか。本日の意見聴取会議で意見を付けても守れない。

届出者等：意見が工事期間中となれば、法律に相違する部分もでてくるかと思われる。工事期間中のことは施工者の方で地元と話し合いを行い、ルール作りを決めていきたい。

委員：これまで、トヨタ等は工事期間中の協定書を交わしている。今回は大規模小売店舗立地法適用があるからそこまで不要かと思っていたが、どうか。

届出者等：地元が気にされているのが、工事期間中の安全対策等がメインかと思っている。しかし立地法の届出内容はお店が出来た後のことについて届出を行政に提出するもの。工事期間中については、協定書かと思う。しかし協定書まで不要という事であれば、施工業者がルール作りをしていきたい。

委員：大規模小売店舗立地法は、生活環境の保持が趣旨か。

届出者等：出来上がった施設、店舗がどういう影響を及ぼすかということについて届出を行うものである。

委員：そのお店が著しく迷惑を与えた、環境が壊されたときはこの法律が作用するのか。

届出者等：大規模小売店舗立地法は単なる手続法である。手続きを定める法律であり、罰則はない。規制は他の法律の基準による。工事中は市の手続き等が優先される。大規模小売店舗立地法とは切り離して考えてもらった方がいい。工事に関して大規模小売店舗立地法で何らかの規制ができるというものではない。

委員：説明会が義務付けられているが、意見が出ても何の効果もないのか。

届出者等：法律論で言えばそうなるが、地元の意見で反映できるものは反映していきたい。

委員：大規模小売店舗立地法は届出義務だけということであれば、何のために意見を集約したのかと思う。

委員：法律が変わってから開店される側の事業者にも有利になった。昔の本店法は調整会議があって、様々な調整ができた。しかし、今は意見聴取会議でしかない。しかし、聴取した地元の意見については聞いていただいて、できる限りの努力はしていただいて、地元で長い期間商売されるので、地元を大事にしてもらいたい。

委員：子ども通学路の安全対策に関する意見が一番多い。「朝 7:30 から 8:30 は従業員が立会してほしい。」現状、セブンイレブンは朝に立ってもらっている。アオキさんにも同様をお願いしたい。「開店から 1 か月程度は出入口にガードマンを設置してほしい。」「大型車と工事車両は住宅内を通らない。」「喫煙は敷地内で。」などがあり、この会議だけで終わると困る。

届出者等：今回、設計会社のジーツープランが地元の窓口になっている。意見を伝えてもらっているか。

委員：まだである。本日の会議後に送付する予定。

届出者等：ジーツープランから資料が回ってくると思っている。ルール作りは一緒に行い、地元の説明したい。

委員：細かい意見は工事期間中だけである。意見の内容は木津川市に出すのではなく、直接ジーツープランに提出した方がいいか。

届出者等：その方がいい。開店後については木津川市に提出したほうがいいと思われる。

委員：小学生の登下校時の安全確保は、開店前も開店後も言えることであり、

一番の懸念事項である。また、セブンイレブンの開店後、地域からの要望や意見はあるか。

届出者等：オーナーが直接要望を聞いているため、すべての声が本部まで上がってきてはいない。大きなトラブル等は必ず聞くことになるが、そういったことはない。小売業であり、イメージが大事である。顧客要望や利便性を無視することはない。出来ることと出来ない事はあるが、調整のうえ、今のところトラブルなく進めている。

委員：セブンイレブンは朝も立っていただき、元気よく挨拶してもらい、子どもたちも喜んでいる。また、いろいろな意見に対して、返答してもらえると信頼が積み上がっていくと思う。

委員：セブンイレブンの立会は守ってもらえている。車の出入りも子どもが危険という事もない。

委員：同志社前の道を通ることは現実的ではない。

届出者等：朝の挨拶はできる限り対応しているという現状である。全体の約束にはしないでおこうというのも地域から言われている。しかし出来る限りのことはしていこうという使命感で対応している。

委員：工事中の作業員はどれくらいか。また自動車の台数は。自動車はどこに停めるのか。工事車両はどれくらい出入りするのか。

届出者等：作業員はピークで50人、車両は20台程度。駐車場は南側の近鉄敷地を借り上げる。工事車両は最大20～30台（コンクリート打設時）。

委員：営業時間は24時までという事だが、根拠は何か。

届出者等：30年契約をしている。10年後以降がどういう状況か分からないので、営業時間は考えられる最大で届出している。しかし、9割以上の店舗が9時開店22時閉店となっている。今回も通常店舗と同様で考えている。

委員：休日は。

届出者等：元日のみである。

委員：22時閉店は決まっているのか。

届出者等：実際には22時閉店が現実的であり、この店のスタートも通常店舗と同様にしたい。

委員：この内容は新聞で周知徹底されるのか。

届出者等：周知の方法として、新聞折り込みをしたい。お店から半径1kmの範囲に配付を考えている。

委員：折り込み資料は提供されたものか。

届出者等：そうである。

届出者等：実際には開店1か月前の経営会議で決定する。

委員：開店後にも東側出入口や交通車両なども調査して、問題があれば対応してほしい。

届出者等：すぐ対応できるものは対応する。すぐにできない者は関係者と相談して早めの対応をしたい。地元嫌われてまで営業したいとは考えていない。

委員：工事期間中の出入りは南側だけか。

届出者等：南側と東側も一部使用したい。

委員：クスリのアオキの出入口が出来るから東側の出入口を信号側に寄せたと思われる。地元と話が合った時にはすでに図面が出来ていて、何も意見が言えない。

委員：現状よりも少し幅は広がるのか。現状は1台の車の出入りしかできず、離合はできない。

委員：警察との協議は終わっているのか。警察からの指導はなかったのか。

届出者等：当初の計画はもっと交差点に近かった。近すぎるという指摘があり、この位置に変更した。

委員：四ツ池線をUターンして北側出入口から入る車も現実的にある。

委員：現状でも東側出入口は出にくい、さらに出にくくなる。

届出者等：対策として東側出入口付近にこの周辺を少し開けてくださいといった看板を設置する等の対策が考えられる。ちょっとした工夫で事故防止につながる。

安易な考えで出入口の位置を変更したわけではない。全体的な配置を考えて変更しているので、要望には対策を練って最小限に抑えていくことになる。

委員：現状でも同志社の送迎バスが停止線よりも控えて停まっている。これはバスが回れないからガードマンが停めている。その後ろには出ることはできなくなる。

届出者等：そこについては、もう一度シミュレーションして対策を考える必要がある。多いのは平日の夕方と朝か

委員：子どもの送迎が朝と昼過ぎになる。

工事車両が東側出入口を利用することは止められないのか。

届出者等：全て南側から作業することはできない。北側からも一部作らないといけない。

工事期間中はセブンイレブンとの間に新たに壁を作り、囲いをして一般車両が入れないようにする。

届出者等：本件については、セブンイレブンの要望として、東側の出入口が利用できないと来店者が困るので、安全を確保しながら来店者が入れるようにしてほしいという事は伝えている。

委員：工事車両が一般車両と交わるのは危険である。

届出者等：それは安全を確保する。

委員：工事期間中は地元にも理解してもらわないといけない部分もあると思われる。

委員：これまでの意見を踏まえて地元と事業者で調整をしてもらう事にしたい。

委員：東側出入口については、開店後のこともあるので、出された意見としては何か対応が必要と思われる。

委員：これも含めて調整してもらえるのか。

届出者等：意見はいつまで集め続けるのか。いつ届出者に届くのか。

委員：地元の意見は集め終わった。

委員：地元の意見と本日の意見を含めて、地元の役員の方と調整してもらいたい。

届出者等：工事開始するまでに地元と話をする機会があれば、その時に意見に対応する回答をしたい。

委員：届出者からか地元からのどちらかから話し合う機会を設ける必要がある。

委員：地元としては、会議は前回の会議で終了であり、また集まる予定はない。

委員：役員で話し合う形式でどうか。

委員：木津川市が間に入って調整行うことはできるのか。

事務局：地元から要望を頂いた場合、事業者と連絡して調整の場のセッティングはできる。

委員：地元、事業者、市で調整してはどうか。

委員：これまで自動車販売店と協定書を締結したという経過があるので、地元で考えられたい。

事務局：地元の意見を尊重して調整したい。

委員：従業員はどれくらいか。地元雇用はどれくらいあるのか。

届出者等：最大7,8人の従業員。パート6人、アルバイト15人を地元を優先して雇用したい。

委員：開店はいつごろか。

届出者等：今年の10月末を予定。いずれ従業員募集の告知をしたい。

事務局：この後、委員で協議したいので、届出者は退席していただきます。

（届出者等退席）

委員：市から提出する意見をまとめたい。

事務局：これまでの話で、工事の部分については地元から直接という話になっていたかと思う。安全対策、東側出入口の扱いについて意見を提出するか話し合いを行いたい。

委員：既に直接伝えたが、もう一度まとめるのか。

事務局：正式な意見としてまとめたい。

委員：具体的な意見を提出したことはあるのか。

事務局：これまではない。抽象的な意見は提出したことはある。

委員：この法律はそんなに強制力はない。地元から施行者に強く言われたほうが効果はある。

委員：別紙4でいうところの現状はどこか。

事務局：地元市町村の意見提出というところになる。

事務局：意見を整理すると、工事期間中の意見は提出しないとすると、開店後の意見としては、児童の交通安全対策に十分注意することが一つあった。東側出入口に計画については、仕方がないという意見があったが、何かしらの安全対策をすることという意見の提出になるがどうか。

委員：東側出入口は安全対策だけではない。利便性にも影響する。常時というわけではないが、車の流れが悪くなる。

委員：地元住民等の意見提出とはどういうことか。

事務局：地元住民の意見も京都府へ提出することができるというもの。

委員：地元としては工事中の意見が大部分である。開店してからはセブンイレブンも大きな問題はない。

委員：地域長はどうしても工事業者と頻繁にやり取りをしないといけない。住宅開発でも現場見て話し合いしながら進めている。

委員：工事期間中の要望を守ってもらおうと思うと、協定書を結ぶしかないのか。

事務局：その方が効果はあると思う。

委員：幼稚園とトヨタは協定書を結んでいる。セブンイレブンも締結していない。しかし、要望を守ってくれたので良かった。

委員：工事の規模が違うのでやった方がいいと思われる。

事務局：東側出入口の安全性と利便性について継続的に対策を検討することとしてはどうか。

委員：具体的な対策方法は示さないのか。

狭いと思われるので、駐車を1つつぶせば広がるのかなと思う。ただ、切り下げ幅が広がると危険も増すかもしれない。

委員：事業者も考えた上で図面を引いていると思われる。開店後、不具合があれば、その時に対応しようという話になるかと思われる。

委員：警察協議前はさらに横断歩道よりであったという話もあった。どこまで交差点から離せるのか。木津署はどのように思っていたのか。

委員：交差点には信号もある。信号に近いとショートカットする車も出てくる。

委員：この場所は住んでいる人くらいしか通らない。

委員：交通安全くらいしか言えないし、そのくらいでいいと思われる。

事務局：現状は、児童の交通安全対策と東側出入口の安全性、利便性確保であるが、出入口については、対策の継続検討とするか、具体的な対策についても意見を言うかというところである。

委員：懸念の中身を具体的に記載したらどうか。信号が近いので、停車中の車があれば出られない、同志社の送迎バスは停止線より控えて停車するため出られなくなるなど。

事務局：事例として停止線までの距離が近いので車の滞留が懸念されるということに記載する。

委員：取りまとめた意見は木津川市ではなく、事業者に直接提出したほうがいいか。

事務局：木津川市でもコピーは頂けたらと思うが、実際は直接やり取りすることとなる。

委員：協定書を結ぶ場合は、施工業者でいいか。

事務局：施主であるクスのアオキがいいと思われる。

委員：過去の協定は、施工業社と締結している。

委員：これまでの内容をもって意見を提出することとする。

5 その他

会議終了後、地元で集約した意見はジーツープランへ提出し、回答を求めることとした。回答が満足する内容であった場合、その回答をもって協定の代わりとすることとする。